

平成22年度 第2回

大阪府国土利用計画審議会
会議録

日 時：平成22年11月11日（木）

午後2時00分～午後2時50分

場 所：大阪府中央区大手前2丁目1-7

大阪赤十字会館 301号室

議 題

【審 議 案 件】

第 1 号議案 大阪府土地利用基本計画の変更について

【そ の 他】

森林地域変更に係る今後の取り扱いについて

平成22年度 第2回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験のある者	井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出	会議録署名委員	
2		古川 光和	大阪府森林組合名誉会長	出		
3		河内 幸枝	大阪商工会議所女性会参与	出		
4		前迫 ゆり	大阪産業大学教授	欠		
5		多々納 裕一	京都大学教授	出		
6		井野瀬 久美恵	甲南大学教授	欠		
7		上野谷 加代子	同志社大学教授	欠		
8		綿貫 伸一郎	大阪府立大学教授	出		
9		小林 潔司	京都大学教授	出		会長
10		岡田 文夫	社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出		
11		新田 保次	大阪大学教授	欠		
12		音田 昌子	ジャーナリスト	出		
13		山田 保夫	社団法人大阪労働者福祉協議会会長	出		
14	府議会議員	西 惠司	大阪府議会議員（維新）	出	会議録署名委員	
15		西田 薫	大阪府議会議員（維新）	出		
16		梅本 憲史	大阪府議会議員（自民）	出		
17		大島 章	大阪府議会議員（自民）	出		
18		半田 實	大阪府議会議員（民主）	出		
19		徳丸 義也	大阪府議会議員（民主）	出		
20		野田 昌洋	大阪府議会議員（公明）	出		
21	くち原 亮	大阪府議会議員（共産）	出			
22	市町村長を代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠		
23	市町村長を代表する者	中 和 博	大阪府町村長会会長	欠		
24	大阪市長	平松 邦夫	大阪市長	欠		

※ 委員24名中17名出席

平成22年度 第2回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	井上 章	※	臨時幹事:都市整備部技監 村上 毅
2	総合計画課長	梶山 善弘	出	
3	総合計画課参事(土地利用計画担当)	松本 広司	出	
4	市街地整備課長	武井 道郎	出	
5	住宅まちづくり部理事	小川 哲治	出	
6	居住企画課長	山下 久佳	欠	
7	建築指導室審査指導課長	浅田 行則	※	臨時幹事:審査指導課課長補佐 秦 一博
8	企画室課長(事業調整担当)	春名 克俊	※	臨時幹事:企画室課長補佐 日野出 俊夫
9	みどり・都市環境室みどり推進課長	勝又 章	出	
10	農政室整備課長	南部 和人	出	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	3
3 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明.....	3
4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑.....	7
5 その他「森林地域の変更に係る今後の取り扱いについて」説明.....	7
6 その他「森林地域の変更に係る今後の取り扱いについて」質疑.....	9
7 報告事項(次回国土審審議予定案件)について説明.....	13

1 開会

午後 2 時開会

【司会】 それでは、お待たせをいたしました。定刻の 2 時となりましたので、ただ今から、平成 22 年度第 2 回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、総合計画課の山本と申します。よろしくお願ひ致します。

それではまず最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。資料は 7 点でございます。

まず第 1 点目、配布資料一覧及び委員配席表、両面刷りになっております。

2 点目、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則。

3 点目といたしまして、議題及び委員・幹事名簿でございます。両面刷りでございます。

4 点目といたしまして、右肩に資料 1 と入れております。平成 22 年度第 2 回大阪府国土利用計画審議会議案書でございます。

5 点目、資料 2、大阪府土地利用基本計画の変更について。説明資料でございます。

6 点目、資料 3 と入れております。大阪府土地利用基本計画の変更までの流れ。

7 点目、参考資料としまして、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針。それと、補足資料と致しまして、パワーポイントの画面を打ち出したものをご用意させていただいております。

以上でございます。資料の漏れはございませんでしょうか。

次に、本日は、委員数 24 名のうち、16 名のご出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議会の開会にあたり、都市整備部技監の村上よりご挨拶を申し上げます。

【都市整備部技監】（村上毅君） 都市整備部技監の村上でございます。平成22年度第2回大阪府国土利用計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席を賜りますとともに、日頃より大阪府の都市整備行政の推進にご指導・ご協力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

また、昨年度から今年度にかけて、委員の皆様方に熱心にご審議いただきました第四次大阪府国土利用計画につきましては、本年10月27日に府議会において議決を受けまして、決定いたしました。長期に渡るご審議、重ねて厚く御礼申し上げます。

大阪府におきましては、この国土利用計画に基づき、今後、適正な土地利用が図られるよう、努めていきたいと考えております。

本日お諮りいたします議案は、国土利用計画を基本として策定する大阪府土地利用基本計画の変更について、富田林市、泉佐野市等におけます農業地域の変更に関するものでございます。

また、本日は、議案審議の後、森林地域変更に係る今後の取り扱いについて、ご意見を賜りたいと考えております。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくごお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくごお願いいたします

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、前回の審議会開催以降、新たに当審議会委員にご就任いただいております府議会議員の皆様をご紹介します。

まず、西委員でございます。

【西委員】 西でございます、よろしくお願ひします。

【司会】 西田委員でございます。

【西田委員】 西田でございます、どうぞよろしくお願ひします。

【司会】 梅本委員でございます。

【梅本委員】 こんにちは、よろしくお願いします。

【司会】 大島委員でございます。

【大島委員】 よろしく申し上げます。

野田委員につきましては、少々遅れられている模様でございます。

なお、半田委員、徳丸委員、くち原委員におかれましては、昨年度に引き続きましてご就任をいただいているところでございます。よろしくお願いします。

ご紹介は以上でございます。

それでは、小林会長に議事進行をお願いいたしたいと思っております。小林会長、よろしくお願いします。

2 署名委員の指名

【会長】（小林潔司君） 本審議会の会長を務めております小林でございます。よろしくお願いします。

本日は、お忙しいところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、議事に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思っております。

会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、まことに僭越でございますが、私の方から次のお二人の方をお願いしたいと思っております。

まず、学識経験者の委員からは、井川委員に、また府議会議員の委員からは徳丸委員に、お願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

3 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明

【会長】（小林潔司君） それでは、ただ今から議事に入ります。

このたび、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」について、本審議会に意見を求める旨の諮問がございました。

議案の内容について、幹事に説明させます。

【幹事】（松本広司君） 総合計画課参事の松本でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、第1号議案、「大阪府土地利用基本計画の変更」について、先ほどご確認頂きました資料の内容に沿いまして、前の画面を使いながら、ご説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、「大阪府土地利用基本計画」の概要についてご説明いたします。

土地利用基本計画は、国土利用計画を基本とし、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域を定め、それぞれの地域の個別規制法であります、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法並びに自然環境保全法によります、土地利用に関する諸計画の内容を複合的に把握しつつ、法的な整合を図るものとして定めるものでございます。

それでは、5地域の指定の考え方について簡単にご説明いたします。

まず、「都市地域」とは、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域であり、具体的には、都市計画法第5条による都市計画区域として指定されている地域としております。

次に、「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、具体的には、農業振興地域の整備に関する法律第6条による、農業振興地域として指定される地域としております。

次に、「森林地域」につきましても、森林として利用すべき土地があり、林業の振興、または森林の有する災害防止、水源涵養等といった諸機能等の維持・増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、森林法第2条に規定する国有林の区域、または同法第5条の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められる地域としております。

次に、「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地であり、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、自然公園法第2条の国定公園、府立自然公園として、指定されている地域としております。

最後に、「自然保全地域」でございますが、これは、良好な自然環境を形成している地域であり、その自然環境の保全を図る必要がある地域でございます。

具体的には、大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域としております。

現在のそれぞれの指定状況は、都市地域が概ね18万9,600haであるほか、それぞれ画面のとおりとなっております。

また、府域のほぼ全域を占める都市地域には、農業地域・森林地域など他の地域が重なって指定されております。そのため、本基本計画では、5地域が重複する場合の土地利用の調整に関する方針を併せて示しております。その具体的内容は、参考資料でお配りしました、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針に記載しておりますので、ご参照下さい。

そのうち、今回の案件に関するものとしましては、1枚目の中程にあります、「(1)の②市街化調整区域と農用地区域以外の農業区域とが重複する場合として、計画的な都市化が担保される場合等に限って、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認める」としております。本審議会におきましては、これら5地域の重複に対する調整方針との整合性や、今後の土地利用の方向性などについてご審議いただきたいと考えております。

それでは、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」の内容をご説明いたします。

本日もご審議いただきます案件は、議案書3ページ、説明資料2ページの農業地域の縮小にかかる計画図の変更、7件でございます。

なお、これら7件につきましては、来年2月に開催予定の都市計画審議会におきまして審議されます市街化区域への編入に先立ち、農業振興地域の解除、すなわち農業地域の縮小を行うものでございます。

それでは、議案書の4ページ、説明資料の4ページ、整理番号1をご覧ください。富田林市錦織・伏山・甘山地区につきましては、平成22年2月に、市街化調整区域の大規模開発等が完了し、住宅としての利用が図られ、良好な市街地を形成している区域であることから、農業地域を約9ha縮小するものでございます。

次に議案書の4ページ、説明資料5ページ、整理番号2でございますが、河内長野市河合寺・末広町地区につきましては、学校教育法の認可を受けた私立

高等学校、中学校の区域で、区画街路、下水道の都市基盤施設が整備済みであり、教育施設としての利用が図られている区域であることから、農業地域を約6ha縮小するものでございます。

次に、議案書5ページ、説明資料6ページ、整理番号3でございますが、河南町さくら坂南地区につきましては、平成19年5月に、市街化調整区域の大規模開発が完了し、住宅としての土地利用が図られ、良好な市街地を形成している地域であることから、農業地域を約5ha縮小するものでございます。

続きまして、議案書6ページ、説明資料の7ページ、整理番号4でございますが、計画的な市街地形成を図ることを予定しております和泉市唐国町地区につきまして、幹線道路である都市計画道路泉州山手線に面した立地の優位性を活かし、近接する産業集積地域と連携した、流通業務用地としての計画的な土地利用を図ることが確実となっていることから、農業地域を約8ha縮小するものでございます。

続きまして、議案書7ページ、説明資料の8ページ、整理番号5-1、泉佐野市日根野地区につきましては、平成19年10月に、市街化調整区域の地区計画による開発が完了し、住宅としての土地利用が図られ、良好な市街地を形成している地域であることから、農業地域を約3ha縮小するものでございます。

議案書7ページ、説明資料の9ページ、整理番号5-2、泉佐野市市場東地区につきましては、平成21年5月に、市街化調整区域の地区計画による開発が完了し、住宅及び公共施設等としての土地利用が図られ、良好な市街地を形成している地域であることから、農業地域を約5ha縮小するものでございます。

最後に、議案書7ページ、説明資料の10ページ、整理番号6でございますが、泉南市新家地区につきましては、医療施設の区域内で、下水道の都市基盤施設が整備済みであり、医療施設としての土地利用が図られる地域であることから、農業地域を約3ha縮小するものでございます。

なお、大規模開発や市街化調整区域の地区計画制度による開発は、先程ご説明いたしました土地利用基本計画書にある調整指導方針に従いまして、大阪府土地利用等調整協議会などにおいて農政部局との調整を経た上で、農業振興地

域におきましても実施可能となっております。

また、変更案件につきましては、説明資料の11ページのとおり、関係市町とも調整済みでございます。

これらの変更によりまして、説明資料1ページの総括表のとおり、農業地域は、3万2,549haから39ha減少し、3万2,510haとなります。

また、土地利用基本計画書に記載の変更が1件ございます。計画書14ページから記載されています「(3)土地利用の原則」のうち、「自然公園法第13条」を「自然公園法第20条」と書き換えいたします。

これは、公園事業の執行に関する条項が法律に追加されたことに伴う条ずれの変更となっております。議案の説明は以上でございます。

4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑

【会長】（小林潔司君） それでは、ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、表決に入りたいと存じます。本議案を原案どおり答申することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） それでは、ご異議がないようですので、原案どおり答申することといたします。本日、ご審議いただきました議案については、直ちに必要な手続きを進めさせます。

5 その他「森林地域の変更に係る今後の取り扱いについて」説明

【会長】（小林潔司君） さて、本日は議案ではありませんが、本審議会委員の皆様は土地利用計画の変更に際し、森林地域の変更案件を今後どう取り扱っ

ていくかについて提案させていただきたいと思います。森林地域の変更については、これまでに本審議会で審議する意義についていろいろご意見いただいているところです。今後の森林地域の変更案件の取り扱いを提案いたしますので、ご審議よろしく願いいたします。詳細については事務局より説明させます。

【幹事】（松本広司君） それでは、「森林地域変更に係る今後の取り扱いについて」、ご説明させていただきます。

まず、これまでの森林地域の変更に係る審議の流れについて、ご説明いたします。

資料3をご参照ください。森林地域における開発につきましては、森林法第10条の2第2項に基づき、「森林の災害防止機能や環境保全機能等を損なわないといった審査基準を満たした案件は許可しなければならないこと」となっており、また、その許可行為や一定規模以上の開発を審議する森林審議会の開催、及び開発行為は、国土利用計画審議会に先立って行なわれています。

そのため、森林地域の変更につきましては、本審議会の開催のたび、委員の方々から審議の意義について多数のご意見をいただいているところでございます。

例えば、平成19年度、20年度の審議におきましては、

- ・ 森林の開発は終わってから承認を求めている。森林を縮小し過ぎたから問題があるか、本審議会で決定する権限があるのか。
- ・ 不必要な開発をした森林は元に戻すべきだということを、本審議会で決められるのか。
- ・ 森林をもっと国土利用計画の中で守るべきだという事前チェックが本審議会で出来ないのであれば、本審議会は何の役目があるのか。
- ・ 事業が完了し、形態が変わったものに対して意見や態度を表明するのが大変空しい。

といったご意見をいただいております。

仮に、本審議会を開発許可の前に開催したとしても、開発につきましては、繰り返しになりますが、森林法第10条の2第2項に基づく審査基準を満たせば許可しなければならないこととなっており、本審議会の審議により開発を差し止めることはできません。

また、本審議会で審議する際には、既に現地での開発行為が完了してから、森林地域の縮小について審議を行うため、当該案件に対していったい何を審議するのかといったご意見が出る結果となっております。

大阪府では、これまで、森林地域の変更に关しましては、次回の案件を事前にお知らせするなど、改善する努力を行ってまいりましたが、根本的な問題の解決には至っておりません。

国におきましても、この様な問題を認識しており、「林地開発に伴う森林地域の縮小に係る土地利用基本計画変更等」につきまして、法的な解釈を整理し、昨年度各都道府県に対しまして、「あらかじめ決められた一定の種類の案件については、事後の報告案件とすることを国土審で決定すればよい」といった趣旨の通知を行っております。

そこで、これらの状況を踏まえ、今後は、実態に即した審議内容をするため、森林地域の変更に关しましては報告案件とすることをご提案させていただきます。

ただし、報告案件とした際も、今までと同様の説明をさせていただき、委員の方々からご意見を賜りたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

6 その他「森林地域の変更に係る今後の取り扱いについて」質疑

【会長】（小林潔司君） それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【多々納委員】 京都大学防災研究所の多々納と申します。災害を防ぐ機能、水害を防ぐ機能、水質確保の機能、環境保全の機能の、それぞれに該当しないと認められた場合は許可しなければならないというのはよく分かりましたけれども、これらの4要件というのは、どういう形で許可されるのかについて教えていただけませんか。

【会長】（小林潔司君） 事務局、いかがですか。

【幹事】（松本広司君） 手続きにつきましてご説明させていただきます。

先ほどお配りいたしました資料3にございますが、この中で③に、森林地域の変更に係る手続きの流れにつきまして表現しております。まず林地開発の許可申請を受け、5ヘクタール以上につきましては、大阪府森林審議会の場で、先ほどご説明いたしました、災害の防止や環境に対する影響などにつきまして、詳細に審議されることになっております。

【多々納委員】 案件として挙げていただいた時には、これらの4つの機能については、こういう意味で担保されているということを説明していただけたのでしょうか。例えば、こういう形の対策がなされるから、災害を防ぐ機能が担保される、また水害を防ぐ機能が担保されるということがそれぞれあるかと思うんですけれども、そこについての確認は森林審議会でされるということでございますね。その内容についても、国土利用計画審議会の中でご報告をいただく時にご説明いただけると理解してよろしいでしょうか。

【幹事】（松本広司君） 多々納委員がご指摘のように、その内容につきましても併せてご報告させていただきたいと考えております。

【多々納委員】 わかりました。

【会長】（小林潔司君） 個別法の中では詳細に、その許可要件が記載されていると思います。報告の時に、その内容についてご説明いただくというご回答だと解釈しております。その他、ご意見、ご質問は。

【半田委員】 半田です。この手続きの流れですけれども、開発許可申請が出て、森林審議会で審議をして、この①から④の条件に当てはまれば許可をし、そして審議が完了してから、こちらの審議会にかかるという流れになるわけですね。それなら例えば、森林審議会で許可を出した後、この4つの要件を満たさずに開発していないかどうかというチェックをいつするのか。それをしないと、それぞれの手続が済んでしまって、この国土利用計画審議会に来た時には、今までの経過が全然分からずに完了しただけの経過報告になるわけですね。だから、今まで許可したところが、許可内容に沿って開発されたかどうかのチェックをいつかけるのかと聞いております。ここでは報告だけで、遡ってどうこうは一切言えないわけですから、許可をしたところが、この4点についての機能を損なわずに開発したのかどうかというチェックをいつかけるんですか。

【会長】（小林潔司君） 事務局、よろしく申し上げます。

【幹事】（松本広司君） このフローの中に、林地開発完了確認というステップがございます。許可した後、最終的に確認をもって森林地域から除外していくということでございますので、確認をもってその内容について十分であったのかどうかということが確保されると考えております。

【半田委員】 そうしたら、この国土利用計画審議会が最終的な承認の場所になるわけですね。今までの手続きの中身が全て間違いなく、開発の条件が整っていたのかどうかという最終チェックをする場になるわけです。手続きに沿って、それぞれの行為について順番に送って行って、送られてきたところがはいはいと聞く。ではその際、許可したところの責任は問われないわけですか。許可したところは、許可した内容どおり開発されたかどうかというのをチェックするのが当たり前です。ところが、手続きが順番に流れて行って、この国土利用計画審議会が最終の場所になるんだったら、これは良い場所なんですね。今までの許可条件の中で、災害を防ぐ機能などの4機能が、開発が済んだ後もきっちり守られていますということをチェックできる場にしてもらえるんだしたら、そういう説明をしてください。順番に手続を進めたけれども、最終的には知らない間に終わってしまったということになりませんか。

【幹事】（梶山善弘君） 総合計画課長の梶山でございます。フローにありますように、森林審議会も確認の後で行われるということでございますが、先程から参事が答えていますように、どういう項目、どういう状況でそれを許可したか、そして完了したかということを併せて国土利用計画審議会で報告ということにさせていただきたいと思っております。

【西委員】 よろしいですか。一番気になっているのは大阪府の森林審議会。この中に先ほどの4点に関係する人たちが入って審議をしてくれているのか、その重要なところについて、われわれは説明を聞いてないんです。こういう審議会があり、そこを経過し、それに基づいて手続きを取る。しかし、一番大事な4点をチェックするのに、審議会の委員の中に、4点の関係の方が入って審議をしておられるのか。環境問題から水の問題、雨量対策、治水の関係、それと美観や動植物との関係。それらの委員が入っていて、最終的に責任を持っており、完了検査までの手続きも行われているが、もしそこに責任の所在がない状態であれば、最終的には国土審で審議をしておりますと言われた時に、われ

われが責任を負うべきかという大きな問題が生じるだろうと思っております。完了確認を取ってからの審議会でしたら、われわれが意見を挟むところがないという、最初の振り出しに戻るだろうと思っています。ましてや、報告ということになれば、われわれが意見を差し挟むところがないと痛感しております。その点をどのようにお考えでしょうか、お答えください。

【会長】（小林潔司君） それでは。

【幹事】（勝又章君） みどり推進課長の勝俣と申します。よろしく申し上げます。先ほどの森林審議会でございますが、これは森林法に基づきまして、都道府県で委員15人以内で組織せよという法設置の審議会でございます。先ほどご指摘のございました4つの観点、これを踏まえまして、それらの学識経験を有する者を指名しております。その観点から景観形成、水、緑地計画、そういう方々にも入っていただいて審議会を運営させていただいております。

【西委員】 わかりました。まず基礎自治体の市町村を經由して、大阪府と協議をやっていく。そして4点についての学識経験者の議論の経過が公開されておれば、その部分をこの審議会で反映できるわけですが、そこはどのようになっていますか、お答えください。

【幹事】（勝又章君） 森林審議会の議事につきましては公開とさせていただいているところがございますが、議事録を提出することについては可能かと考えております。

【西委員】 公開という形で理解しました。その15人の中で、先ほど言いましたように、4部門の関係者に入っていただく仕組みの問題が発生します。その観点から捉まえた時に、その4部門の内、治水関係の方は入っていませんね。

【幹事】（勝又章君） 砂防関係・水利関係の先生が入っておられます。

【西委員】 わかりました。その組織の内容がわかっていない限り、こちらの方では結果だけを求められるんですしたら、審議会の意義がないと思い、原点に戻ってお尋ねさせていただきました。

【会長】（小林潔司君） その他、ご意見、ご質問はございますでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） ございませんか。それでは、ご意見、ご質問がな

いようでございますので、表決に入りたいと思います。今後の森林地域の変更について、報告案件とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(小林潔司君) ご異議がないようですので、今後、森林地域の変更は報告案件として取り扱うことといたします。

7 報告事項(次回国土審審議予定案件)について説明

【会長】(小林潔司君) 引き続きまして、事務局から報告がございます。よろしくお願ひします。

【幹事】(松本広司君) それでは、次回審議を予定しております自然公園地域の変更案件につきましてご説明いたします。変更内容は自然公園地域を追加するもので、大阪府立自然公園条例に基づき、府立阪南岬自然公園に指定を予定しております、阪南市の桑畑の一部と、泉南郡岬町の淡輪・深日・多奈川谷川の一部を自然公園地域とするものでございます。報告は以上でございます。

8 閉会

【会長】(小林潔司君) それでは、これをもちまして平成22年度第2回大阪府国土利用計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

午後2時50分閉会